

令和7年度障害福祉施設等施設整備費補助金 協議対象事業募集要項

1 障害福祉施設等整備方針（国庫補助等協議対象事業）

令和3年度に設置した「当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会」からは、当面の県立障害者支援施設のあり方として、施設規模が大きく、入所者の入所期間が長期化している現状から、障がい者の地域生活を支える拠点に変わるべきと指摘された。

そのため、県立施設については、通過型施設を目指して、当事者目線の支援により入所者の地域生活移行を進めることとした。とりわけ、県立直営の中井やまゆり園は、当事者目線の障害福祉の実践に、率先して取り組むため、令和4年度から、地域の事業所と連携した日中活動の充実などの取組をはじめた。また、定員100名を超える大規模な県立施設については、その課題解消に向けて、定員規模の見直しを行っている。

一方で、一人ひとりの重度障がい者が望む地域生活を実現するには、福祉人材やグループホームの確保など、地域での受入れ環境が十分に整っているとはいえない。

県は、これらのことを踏まえ、障害福祉施設等整備方針を次のとおり定め、この方針をもとに、国の補助制度を活用して、民間法人による施設整備等を支援する。

(1) 当事者目線の障がい福祉の実現に向けた整備

ア 障害者支援施設が通過型施設を目指すための整備

- ・ 老朽化した障害者支援施設の建替え（整備区分上は創設）、又は、大規模修繕（補助要件）

定員規模の小規模化、感染症対策と当事者目線の支援を行うための居室の個室化や小規模ユニット化を伴う整備に限る。

移転を伴う建替えの場合は、地域住民との交流が確保される地域での整備に限る。

※ 障害児入所施設については、原則障害者支援施設の基準に準ずる。

イ 障害福祉施設から地域生活への移行を目指すための整備

- ① 施設等からの地域移行を希望する障がい者を受け入れるグループホームや日中活動の場（生活介護事業所等）の整備
- ② 地域で暮らす重度障がい者を受け入れるグループホームや日中活動の場の整備
- ③ 地域で障がい児者等が安心して生活するための相談や緊急時の受け入れ体制等を備えた地域生活支援拠点等の設置に資する整備（面的整備型は除く）

※ なお、①、②、③の順に優先的に支援する。

ウ 地域の障がい児に関する重層的な地域支援体制の構築を目指すための整備

児童発達支援センターが未整備である市町村における当該施設の整備

(2) 利用者の生命と安全・安心な生活を守るための施設整備

平成25年12月27日の消防法施行令改正をふまえ、スプリンクラーの設置が義務付けられたグループホーム等におけるスプリンクラーの整備を促進する。

(注意事項)

※ 県が実施する地域生活移行推進民間提案事業として採択された事業で位置付けられた施設整備計画は優先して支援する。

※ (1) イに記載した重度障がい者は、以下の状態像の利用者を指す。

「障害支援区分」が5または6の利用者、長期入院精神障がい者（1年以上精神疾患により入院している精神障がい者）、強度行動障害の状態にある者（「行動関連項目」による判定により10点以上の判定

があった者。)、医療的ケアが必要な障がい者

上記の利用者の合計が事業所の全定員(ただし、短期入所を除く)の過半数を超える場合、協議対象として採択する。

- ※ (1) アに記載する「定員規模の小規模化」は、定員 40 名以下に縮小するケースを想定する。
- ※ (1) アに記載する「小規模ユニット化」は、ユニット定員を 11 人以下とする場合のみ対象とする。
- ※ (2) に該当するグループホーム・短期入所事業所のスプリンクラー整備については、今回の募集の対象外です。
- ※ 政令指定都市、中核市に所在する施設等については、原則として、各市が実施主体となりますので、県による補助・募集の対象外です。
- ※ 公立施設を民間に移譲等する際に必要となる施設整備は、補助対象外です。
- ※ 同一法人が運営する既存事業所において、障害者総合支援法(以下、法)第 48 条第 1 項及び児童福祉法(以下、児法)第 21 条の 5 の 22 第 1 項に基づく監査を受け、法第 49 条第 1 項及び第 2 項並びに児法 21 条の 5 の 23 第 1 項に基づく勧告又は、法第 50 条第 1 項及び児法 21 条の 5 の 24 第 1 項に基づく行政処分を受けた法人は、当該勧告等を受けてから 5 年間は対象外です。
- ※ 同一法人が運営する既存事業所について、募集期限までの間に県監査 G をはじめとする行政機関から虐待認定や書面で指導を受けており改善措置が完了していない場合は、原則補助対象外となります。
- ※ 応募受付後であっても、上記と同様の処分等を受けた場合は、応募を取り消す場合があります。

2 事業概要

(1) 主な補助対象事業種別及び整備区分等

ア 主な補助対象事業種別、整備区分及び設置者

		創設	増築	改築	大規模 修繕等	老朽民間 社会福祉 施設整備
障害福祉サ ービス事 業所	療養介護					
	生活介護					
	自立訓練	●	●	—	—	—
	就労移行支援					
	就労継続支援					
障害者支援施設		☆※	—	☆	☆	○
障害児入所施設		☆※	—	☆	☆	○
共同生活援助事業所		●	●	—	—	
児童福祉施設	児童発達支援センター	■	—	—	—	

● 障害者総合支援法第79条第2項に基づき事業を実施する法人

(社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益財団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人、営利法人等)

☆ 地方税法（昭和25年法律第226号）第348条第2項10の7号の規定により固定資産税を課されないこととされる法人

(社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人等)

※ 医療法人は除く

○ 社会福祉法人

■ 児童福祉法第34条の3第2項に基づき事業を実施する法人

(社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人、営利法人等)

※ 障害者支援施設及び障害児入所施設の「創設」は、老朽化した既存施設であり、定員増を伴わない「建替え」に限り、対象とします。

イ 整備区分及び整備内容

整備区分	整備内容	目安等
創設	新たに施設を整備すること。	いったん更地にして、建て替える場合を含む。
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。	増員に伴い、屋根等がつながっている部分の施設面積を拡大する場合
改築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備すること。	(原則) 柱等、主となる部分だけを残して、他を新しくする場合。いったん更地にして、建替える場合を除く。
大規模修繕等	既存施設について平成 17 年 10 月 5 日社援発第 105006 号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等設備整備費における大規模修繕の取扱いについて」により整備すること。	柱等のほか、外壁も残し、建物の内側だけを新しくする場合 総事業費が一定の範囲内の金額であること(詳細は、左記通知参照)。
老朽民間社会福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について平成 17 年 10 月 5 日社援発第 1005005 号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備すること。	社会福祉法人設置の障害福祉サービス事業所又は障害者支援施設が対象 柱等、主となる部分だけを残して、他を新しくする場合。いったん更地にして、建替える場合を除く。

※ 拡張(既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備)は、原則として、補助対象外です。

(2) 補助金額等の概要

ア 補助金額(千円未満切り捨て)

(7) 創設、増築、改築、老朽民間社会福祉施設整備

国庫補助基準単価と、補助対象経費(工事費・工事請負費及び工事事務費※)に3/4を乗じた額を比較して、少ない方の額

(一部改築の場合については、「社会福祉施設等施設整備費における一部改築及び拡張に係る国庫補助金の算定方法の取扱いについて」(平成17年10月5日社援発1005009号 厚生労働省社会・援護局長通知)を参照。)

(イ) 大規模修繕等

2社以上の見積のうち、補助対象経費(工事費・工事請負費及び工事事務費※)が最も低い方の価格に3/4を乗じた額

※工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等)は、工事費・工事請負費の2.6%が上限額

※解体撤去工事及び仮施設整備工事費は、原則として、改築及び老朽民間社会福祉施設整備に伴う場合のみ、対象

※エレベーター等設置整備については、歩行困難な者が現に入居している又は入居の予定が明らかである場合のみ、対象

※上記の補助金額は、上限額。県の予算状況や、国との協議の結果、大幅な減額又は不採択となる可能性もありますので、御注意ください。

※また、営利法人等の場合、申請等の際、総事業費から補助対象事業に対する寄付金その他の収入を控除した額を対象経費の実支出額と比較して交付額を算定していくこととなりますので、御注意ください。

イ 補助率 補助金額のうち 国 2/3 県 1/3

ウ 補助対象外経費

次の経費は補助対象外となり、設置者の自己負担となります。

- (ア) 外構・緑化工事
(建物以外の土地に固着している門、塀、舗装、駐車場看板、造園植栽、外灯等)
- (イ) 土地の買収又は整地に要する費用
- (ウ) 既存建物の買収に要する費用
- (エ) 職員の宿舍に要する費用
- (オ) 備品関係（机、椅子、パソコン、電話、テレビ、消火器、浴室のビニールカーテン等）
- (カ) 施設に固着していない設備
- (キ) 不動産登記関係手数料
- (ク) 各種申請手数料（電力会社、水道局、消防局等）
※ただし、建築確認及び完了申請に係る費用は補助対象
- (ケ) その他施設整備費として適当と認められない費用等（租税公課、借地料等）

※事業概要は、今後、変更が生じる場合があります。

※現時点では令和6年度以降の国庫補助基準額が示されていないので、令和5年度の国要綱に記載のものを便宜的に参照してください。

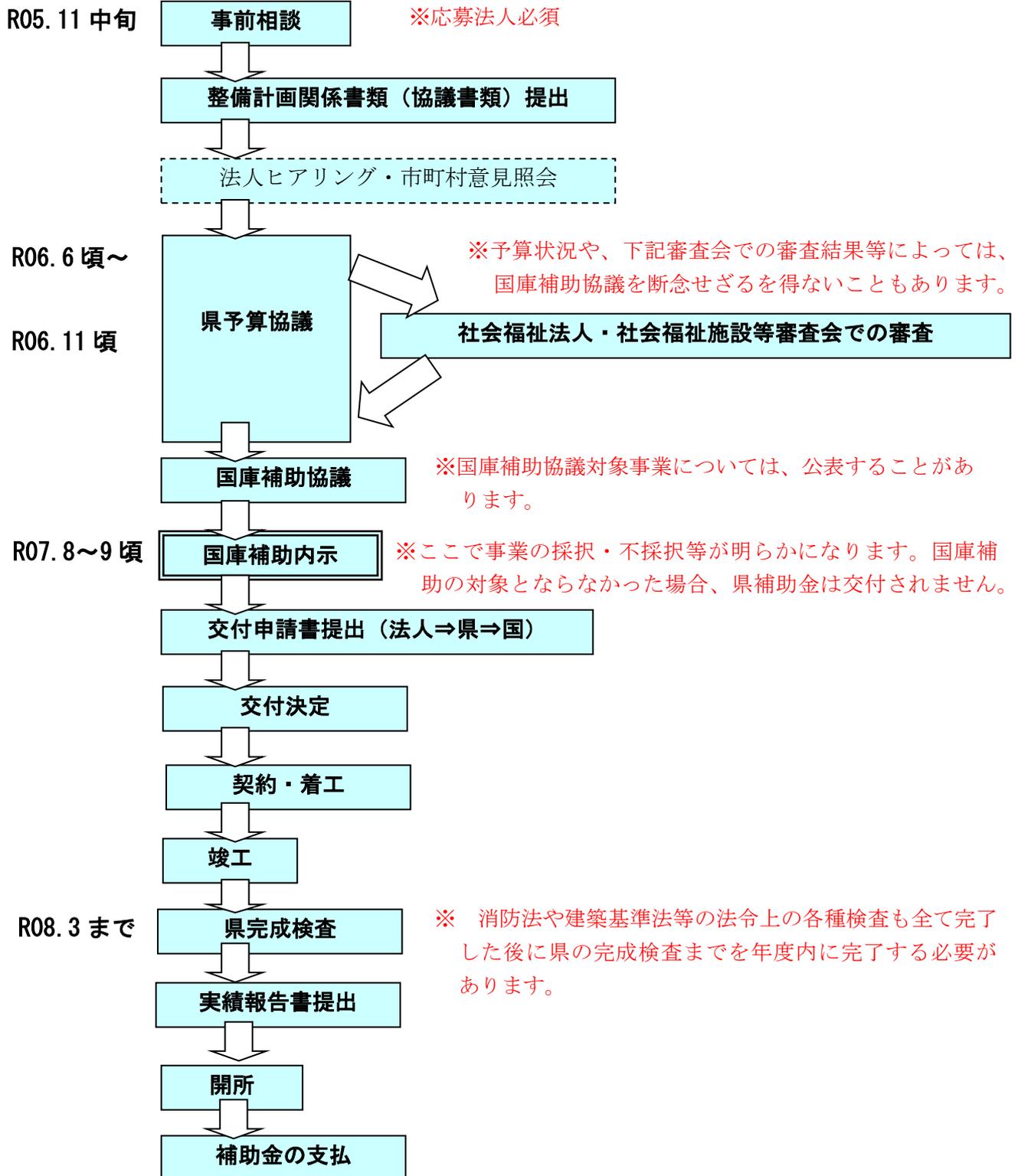
※詳細は、国の社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱及び関係通知等を参照してください。

3 優先順位の考え方

1の整備方針に基づき、法人から提出のあった整備計画（協議書類）について、必要性・緊急性や、国・県等の施策との整合性（地域生活支援拠点としての障害福祉計画における位置付け、重度障害者等対応の短期入所の併設、被虐待者等・加齢児の受入計画 等）、確実性・公平性等の観点から、優先順位をつけ、総合的に、協議対象事業を選定します。

※原則として、同一年度に同一法人の複数事業を選定することはできません。共同生活援助事業所の場合、建物が同一であっても、住居が別であれば、別事業となりますので、御注意ください。

4 施設開所までの主な流れ（例）



5 事前相談について

応募を希望する法人は、必ず整備予定地の市町村障害福祉主管課への説明及び設備基準等に関する相談・確認を行った上で、以下に記載の必要書類を持参し、障害サービス課と事前相談を行ってください。事前相談には、予約の上、必ず法人代表者、施設長予定者又は法人の職員であって、計画内容を熟知している方がお越しくください。設計会社やコンサルティング会社のみでの事前相談（メール等による確認、問い合わせを含む。）は受け付けません。

【予約受付期間】 令和5年10月31日（火）～11月30日（木）

【予約受付方法】 電話045 - 285 - 0738（担当：山田、安井まで御連絡ください。）

予約の受付時間は、平日（土日祝日を除く。）午前9時～午後5時です。

予約の際は、①希望日時、②法人名、③法人担当者名、④施設整備予定地の市町村名、⑤来庁人数をお知らせください。

【事前相談実施期間】 令和5年11月13日（月）～12月12日（火）

実施時間は、平日（土日祝日を除く。）の午前9時～正午及び午後1時30分～午後4時です。

【必要書類】 別添1「協議書類一覧・チェック表」の「事前相談」欄に○印等のある書類

（上記のほか、必要と思われる書類を追加で依頼する場合があります。）

【提出部数】 1部 ※事前相談を行わなかった場合、整備計画（協議書類）は受付しません。

6 整備計画（協議書類）の提出について

事前相談後、応募を希望する法人は、以下に記載の期限までに必要書類を提出してください。様式は、事前相談後、個別にお渡しします。

提出期限において、整備計画（協議書類）に不備・不足がある場合、審査対象外となることがあります。また、軽微な修正等を除き、提出した整備計画（協議書類）の内容の変更は認めません。

整備計画（協議書類）受付後、ヒアリングを実施することがあります。ヒアリングを行うこととなった場合の日程等は、別途、お知らせします。

【提出期限】 令和6年1月31日（水） ※必着

【必要書類】 別添1「協議書類一覧・チェック表」に記載の書類（添付書類を含む。）

（事前相談の際、提出したものと同一である場合も、再度、提出をお願いします。）

（上記のほか、必要と思われる書類を追加で依頼する場合があります。）

【提出部数】 1部

（別途、電子データも送信・提出してください。送信先のメールアドレスは、事前相談後、お問い合わせください。個人情報を含む電子データを提出する際は、パスワードの設定等により、セキュリティを確保してください。Microsoft Office Word2007、Microsoft Office Excel2007の使用が可能です。パスワードは、事前にお問い合わせください。）

（その後、別に指定する期限までに、副本を指定部数、提出していただく場合があります。また、国庫補助協議に先立ち、償還財源となる贈与予定者の前年の課税証明のように、有償の証明書等を含め、**時点修正**や最新のものの再取得を依頼することがあります（証明書等の取得費用は補助対象外です）。）

【提出先】 ア 郵送の場合 〒231-8588 横浜市中区日本大通1

神奈川県障害サービス課 福祉施設グループあて

イ 持参の場合 東庁舎3階 障害サービス課 福祉施設グループで受け付けます。

受付は平日（土日祝日を除く。）の午前9時～正午及び午後1時～午後5時15分です。

7 質問受付

【受付期間】令和5年11月13日（月）～令和6年1月31日（水）

【受付方法】①質問事項、②法人名、③法人担当者名、④法人担当者連絡先電話番号を記載し、メールでお問い合わせください。送信先のメールアドレスは、事前相談後、お問い合わせください。①～④の事項が記載されていない場合や、上記の受付期間終了後の質問は受付しません。

8 辞退

整備計画（協議書類）提出後、辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出してください。

9 その他留意事項

- 提出書類は、全て、日本語及びメートル法を使用し、A4又はA3サイズとしてください。
- 提出書類に虚偽の記載をした場合、無効となります。また、社会福祉法人・社会福祉施設等審査会での審査後は、原則、基本設計を変更することはできません。
- 提出書類の返却はしません。
- 法人設立を伴う場合は、設置主体の名称は「設立準備委員会」としてください。また、役員就任予定者を公表することがあります。
- 本事業の対象事業は、単年度事業で、年度内に県の完成検査までが終了予定の事業です。事業着手（契約）は、国の内示（例年8月頃）を受け、県が交付決定を行った後となるため、半年以内の工期（法令上の各種検査、手直し工事等及び検査済証受領を含め、原則、2月末まで）である必要があります。

法人設立、事業所指定（新規指定の場合、前月15日までに申請）等の上から必要な工期等については、各所管部署に、別途、確認してください。

また、職員の確保ができないことを理由に開所時期を遅らせたり、部分的に開所したりすることのないよう、計画的な職員採用を行うことが必要となります。
- 工事費・工事請負費のほか、設計監督料等の工事事務費を含め、県の交付決定前に、事業着手（契約）したものは、国庫補助の内示があった場合でも、本事業の対象外となります。このため、協議に必要な基本設計等の費用が補助の対象となることはありませんので御注意ください。
- 本事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないとされており、工事費・工事請負費のほか、設計監督料等の工事事務費を含め、原則として、県の競争入札参加資格業者の一般競争入札等を行うことが必要となります。

また、当該入札結果（入札業者名、落札業者名、落札金額等。入札金額を除く。）について、一般の閲覧に供することがあります。
- 補助金の支払は、通常、整備翌年度5月頃となります。業者への支払時期等を考慮し、借入をする場合は、借入の資金交付希望時期、条件、つなぎ資金の必要性等を含め、借入先に十分相談の上、資金計画を立ててください。
- 本事業の補助を受けて整備した施設等は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等により、処分制限がかかります。また、今回の整備計画において、国や県等から補助を受けていた施設の抵当権設定や取壊し等を行う場合、別途、財産処分の手続が必要な場合があります。
- 本事業の補助を受けて整備した後、利用定員を減ずる場合、国の承諾が必要となります。また、今回の整備計画が、国から補助を受けていた施設の定員減を伴う場合、事前に、定員減に関する国の承諾が必要となります。
- 県暴力団排除条例により、役員等に暴力団員があるもの等は、補助対象者となることはできません。国との協議等に先立ち、役員等に暴力団員がないこと等について、県警察本部に確認を行うことがあります。
- 県では、脱炭素化に向けた取組を推進しており、当該施設整備に係る工事を行う場合においては脱炭素化にご配慮ください。